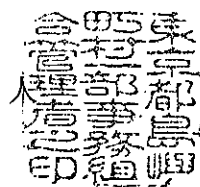


東京都島嶼町村一部事務組合 告示 第2号

令和6年度東京都島しょ町村における事務共同処理に係る業務委託
(児童福祉業務) 企画提案公告

令和6年2月6日

東京都島嶼町村一部事務組合
管理者 村山将



東京都島嶼町村一部事務組合

令和6年度東京都島しょ町村における事務共同処理に係る業務委託
(児童福祉業務) 企画提案公告

公 告 文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「企画提案方式」という。）を実施する。

令和6年2月6日

東京都島嶼町村一部事務組合
管理者 村山将



1 企画提案方式に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度 東京都島しょ町村における事務共同処理に係る業務委託
(児童福祉業務)
- (2) 仕 様 別添仕様書による
- (3) 履 行 場 所 東京都島嶼町村一部事務組合の指定する場所
- (4) 履 行 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 企画提案方式参加者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日の6月前の日から採用者決定までの間に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (3) この公告の日の2年前の日から採用者決定までの間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた後、企画提案方式参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないこと。
- (6) 東京都の競争入札参加資格者（指名停止措置期間中である者を除く。）のうち、営業種目「情報処理業務」「企画立案支援」「事務支援」のいずれかの資格の等級AまたはBを有する者。

3 参加資格確認申請書等の配布

(1) 配布場所

東京都港区海岸一丁目4番15号 東京都島嶼町村一部事務組合 総務課

※ホームページから申請様式のダウンロードが可能。

ホームページアドレス：<https://www.tosho-ichikumi.jp/>

※郵送は行わない。

(2) 配布期間

令和6年2月6日(火)から令和6年2月14日(水) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午後4時まで

4 参加確認資料の受付期間、提出方法及び提出書類

(1) 受付期間

令和6年2月6日(火)から令和6年2月14日(水) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午後4時まで

(2) 提出方法

直接持参又は郵送による。ファクシミリ、電子メール等による提出は認めない。

持参、郵送とも、令和6年2月14日(水)午後4時までに提出すること。

(3) 提出書類

参加資格確認資料として、次の書類を各1部提出すること。

ア 申請書

- ・参加資格確認申請書(様式1)

イ 証明書

※証明日は、提出日から起算して3ヵ月以内のものとし、写しによる提出を可とする。

- ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書(納税証明書その3の3)
- ・印鑑証明書

5 仕様書等に関する質問

(1) 受付期間

令和6年2月6日(火)から令和6年2月13日(火)午前11時まで

(2) 受付方法

ファクシミリにて受け付ける。様式は任意とする。

(3) 送信先

東京都島嶼町村一部事務組合 総務課 ファクシミリ番号：03-3433-1929

(4) 回答方法

令和6年2月13日(火)中に、当組合ホームページにて、回答を公表する。

6 参加資格の確認

(1) 参加資格の確認は、参加資格確認資料の提出期限までに提出のあった資料をもって行うものとし、その結果は令和6年2月16日(金)に、ファクシミリにより通知する。

(2) 参加資格がないと認められる者が、その理由について説明を求める場合は、参加資格確認結果を通知した日の翌日から起算して、5日以内の日(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)までに、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

(3) 管理者は(2)の手続きにより説明を求められたときは、原則として、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に、書面により回答する。

7 企画提案審査会に係る手続等

(1) 企画提案審査会の日時・場所

日時 令和6年3月11日(月)

場所 島嶼会館(東京都港区海岸一丁目4番15号)

詳細は「企画提案応募要領」によることとする。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する提案は無効とする。

① 企画提案について不正な行為のあったとき。

② 虚偽の申請を行った者のした企画提案。

③ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は当組合が提出を求めた際、提出しない者のした企画提案。

(4) 企画提案審査会の執行及び契約の確定

履行期間の始期が企画提案日の次年度以降に属する契約については、当組合の議会において当該契約に係る予算が可決された場合に企画提案審査会を執行し、契約締結の日をもって契約の確定とする。

8 その他

企画提案応募要領に定めた資料の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類又は資料は返却しない。

9 問い合わせ先

東京都島嶼町村一部事務組合 総務課

〒105-0022 東京都港区海岸一丁目4番15号 島嶼会館2階

電話 03-3432-4961 ファクシミリ 03-3433-1929